

# 鳥取縣公報

縣令

## 鳥取縣令第十九號

昭和十四年十月鳥取縣令第三十號鳥取縣立鳥取工業學校學則中左ノ通改正ス

昭和十七年二月六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第三條 本校ニ本科及第二本科ヲ置ク  
其ノ學科左ノ如シ

一 本科ノ學科ハ電氣科及金屬工業科トス

二 第二本科ノ學科ハ電氣科トス

第四條 本科電氣科ノ修業年限ハ五ケ年、金屬工業科ノ修業年限ハ三ケ年、第二本科電氣科ハ二ケ年トス

第五條 生徒定員ハ本科電氣科二百名、金屬工業科百二十名、第二本科電氣科ハ八十名トス

昭和十七年二月六日  
第一千三百五號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

第三條中「一、電氣科」ヲ「一、本科電氣科」ニ改メ「二、金屬工業科學科目及其ノ課程並每週教授時數表」ノ次ニ左表ヲ加フ

### 三 第二本科電氣科

學科	學年	
	第一學年	第二學年
修身	一 國民道德實踐 要項作法	一 同上 國民道德ノ要 領及要義作法
公民科	一 政治經濟社會 生活ノ要旨遵 法	一 同上
國語	二 講讀、作文、 文法	二 同上
歷史	一 外國史、東洋 史	一 國史
地理	二 日本地理、外 國地理	

00980

數學	四	代數、幾何	一	三角實用數學
物理	一	物理一般		
化學	一	無機化學		
英語	二	講讀、習字		
体操	四	体操、教練、武道	四	同上
用器畫	二			
原動機	一	熱機關、水力學、水力機械	一	水力原動機
電氣磁氣	二	電氣及磁氣測定		
發電及送電			三	發電所及變電所、送電及發電
應用電氣			四	電燈照明電氣、蓄電有線無線通信
電氣機器			四	電氣機械、器具一般
電氣材料	一		一	

工作法	二	機械工作法		
力學材料強弱				
製圖實習	五			
實驗實習	六	電氣實驗、木型、鑄物鍛工、仕上工作機械器具使用法、材料試驗電氣製作	八	同上
計	三八		三八	

第十一條中「電氣科第一學年」ヲ「本科電氣科第一學年」ニ「尋常小學校卒業」ヲ「國民學校初等科修了」ニ「金屬工業科第一學年」ヲ「本科金屬工業科及第二本科電氣科第一學年」ニ「高等小學校卒業」ヲ「國民學校高等科修了」ニ改ム

第十二條中「電氣科第一學年」ヲ「本科電氣科第一學年」ニ「尋常小學校卒業」ヲ「國民學校初等科修了」ニ「尋常小學校卒業」ヲ「國民學校高等科修了」ニ「算術」ヲ「算數」ニ「金屬工業科第一學年」ヲ「本科金屬工業科及第二本科電氣科第一學年」ニ「高等小學校卒業」ヲ「國民學校高等科修了」ニ改ム

00981

第十七條中「小學校長」ヲ「國民學校長」ニ改ム  
 第十四條中第一號書式ヲ別記ノ通告メ「小學校長」ヲ「國民學校長」ニ改ム  
 第二十四條中第三號書式ヲ別記ノ通告ム

附 則  
 本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 但シ第二本科ニ關スル改正規定ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式  
 入 學 願 書

某儀御校本科電氣科(本科金屬工業科又ハ第二本科電氣科)第何學年入學志願ニ付御許可相成度履歷書及入學查料何程相添此段相願候也

年 月 日

本籍 府縣郡市町村 番地  
 住所 同上 戶主 (親族關係)  
 氏 名 印  
 本籍 府縣郡市町村 番地  
 住所 同上 親權者若ハ後見人

鳥取縣立鳥取工業學校長 何 某 殿  
 第三號書式  
 卒業 證 書

右ハ本校ニ於テ本科(第二本科)何學科ノ課程ヲ履修シ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ依テ之ヲ證ス

年 月 日  
 校 印

鳥取縣立鳥取工業學校長 位勳爵 氏 名 印

◆鳥取縣令第二十號  
 昭和十四年九月縣令第二十九號看護婦學校、看護婦講習所指定規則中左ノ通告正ス  
 昭和十七年二月六日  
 鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二條第三號中「高等小學校卒業」トアルヲ「國民學校高等科修了」ニ改ム

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

鳥取縣告示第六十五號

昭和十六年五月鳥取縣告示第三百七十九號(絹洋服地ノ販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス  
昭和十七年二月六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

絹洋服地ノ最高販賣價格表中第五六號ノ次ニ左ノ如ク加フ

第五七號	六、八五	七、五〇	九、一五
第五八號	六、一〇	六、六五	八、一五
第五九號	五、四〇	五、九〇	七、三〇
第六〇號	四、八〇	五、二〇	六、四五
第六一號	三、七五	四、一〇	五、〇〇
第六二號	同	五、九〇	六、五〇
第六三號	同	一、八〇	一、九五
第六四號	後染物	一、六〇	一、七五
第六五號	先染物	三、〇五	三、三五

第六五號	後染物	二、八〇	三、〇五	三、八〇
第六五號	先染物	二、七五	三、〇〇	三、七〇
第六六號	後染物	二、五五	二、八〇	三、四〇
第六六號	先染物	二、五〇	二、八〇	三、四五
第六七號	後染物	二、三〇	二、五〇	三、一〇
第六七號	先染物	一、三五	一、五〇	一、八五
第六八號	後染物	一、二五	一、四〇	一、七〇
第六八號	先染物	一、〇〇	一、三〇	一、五〇
第六八號	後染物	二、八〇	三、〇五	三、八〇

附記  
二及三ヲ左ノ如ク改ム  
二 別表規格表ニ掲グルモノニシテ其ノ規格ニ定メタル仕上幅及長以外ノモノ、價格ハ當該規格番號ノモノ、價格ノ面積割合ニ依ルモノトス  
三 本表ニ掲グル品種ノモノニシテ其ノ使用原絲、密度及單位面積ノ仕上量目ニ於テ別表規格表ノ規格ニ合致セザルモノ、價格ハ其ノ使用原絲、密度及單位面積ノ仕上量目ニ付キ最モ近似セル別表規格表ノモノ、價格ノ一割下ゲトシ近似セルモノ數箇アル場合ハ價格ノ安キモノ、價格ノ一割下ゲトス  
五及六ノ「第五三號乃至第五六號ヲ除キ」ヲ「第五三號乃至第六〇號ヲ除キ」ニ改ム  
絹洋服地規路表ノ欄中第五六號ノ次ニ左ノ如ク加フ

00983

00982

第五九號	同	同	同
第六〇號	同	同	同
第六一號	生絲二五二中變擦	絹紡絲一四〇番双絲	四八
第六二號	生絲二五二中諸擦	絹紡絲佛一二〇番双絲	五六
第六三號	絹紡絲一四〇番双絲	絹紡絲佛一二〇番双絲	七四
第六四號	生絲 八四中	更生絲二〇番單絲二本	六八
第六五號	絹混紡絲佛一二〇番双絲	更生絲二〇番單絲二本	九〇
第六六號	絹紡絲一四〇番双絲	更生絲二〇番單絲二本	六八
第六七號	絹紡絲佛一二〇番双絲	更生絲二〇番單絲二本	七四
第六八號	絹紡絲佛一二〇番双絲	更生絲二〇番單絲二本	六八

附記 四ノ次ニ左ノ如ク加フ  
五 手織ノモノニハ織物ニ其ノ表示ヲナスモノトス

鳥取縣告示第六十六號

本縣ニ於ケル臨時配給肥料ノ通り定ム  
昭和十四年鳥取縣告示第七十六號鳥取縣臨時配合肥料昭和十五年鳥取縣告示第三百二十號鳥取縣臨時配合肥料特號ハ廢止ス

昭和十七年二月六日 鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 臨時配合肥料  
(一) 原料配合割合

第六五號	後染物	二、八〇	三、〇五	三、八〇
第六五號	先染物	二、七五	三、〇〇	三、七〇
第六六號	後染物	二、五五	二、八〇	三、四〇
第六六號	先染物	二、五〇	二、八〇	三、四五
第六七號	後染物	二、三〇	二、五〇	三、一〇
第六七號	先染物	一、三五	一、五〇	一、八五
第六八號	後染物	一、二五	一、四〇	一、七〇
第六八號	先染物	一、〇〇	一、三〇	一、五〇
第六八號	後染物	二、八〇	三、〇五	三、八〇





00988

- 1 勞働者災害扶助責任保險ノ被保險者
  - 2 職員保險ノ被保險者
  - 3 組合規約ニ依リ特ニ定メラレタル者
- 五 指定年月日 昭和十七年二月一日

鳥取縣告示第六十八號

米子財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章竝縣稅滯納者財產差押證票ヲ左ノ通返納セリ

昭和十七年二月六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

區分	番號	返納年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査章	五九	昭和十七年一月十五日	米子財務出張所	元縣書記	上田正四郎
縣稅滯納者財產差押證票	五九	同	同	同	同
					人

鳥取縣告示第六十九號

產婆名簿取消者左ノ如シ

昭和十七年二月六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

住所 東伯郡倉吉町新町二丁目二四六二番地ノ一  
 昭和十七年一月十五日東京市豊島區池袋二ノ九  
 二七番地ニ轉住ニ依リ同月二十八日付名簿取消  
 願出ニ對シ同月三十日取消  
 野 島 た け の

住所 氣高郡明治村大字上段一二二番地

昭和十六年十二月二十五日死亡ニ依リ名簿取消  
 願出ニ對シ昭和十七年一月二十七日取消  
 寬 ゆ く

鳥取縣告示第七十號

西伯郡東長田村並同郡宇田川村負債整理委員會ヲ廢止セリ

昭和十七年二月六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第七十一號

昭和十七年二月一日左ノ國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十七年二月六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 組合ノ名稱 上北條村國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 東伯郡上北條村大字新田二一〇ノ一地
- 三 組合ノ地區 東伯郡上北條村

00989

鳥取縣告示第七十二號

昭和十七年二月一日左ノ國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十七年二月六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 組合ノ名稱 瑞穗村國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 氣高郡瑞穗村大字下坂本六十三番地
- 三 組合ノ地區 氣高郡瑞穗村

鳥取縣告示第七十三號

纖維製品配給消費統制規則第七條ノ規定ニ依リ指定纖維製品ヲ取扱フ團體左ノ通指定ス

昭和十七年二月六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 有限責任鳥取購買利用組合
- 保證責任稻葉信用購買販賣利用組合
- 同 中ノ郷 同
- 無限責任濱坂
- 保證責任美保
- 同 賀露
- 同 觀音寺

- 無限責任福米信用購買組合
- 保證責任福生信用購買販賣利用組合
- 同 米子購買販賣利用組合
- 無限責任面影信用購買販賣利用組合
- 保證責任高岡 同
- 無限責任美歎信用購買組合
- 保證責任成器信用購買販賣利用組合
- 同 大茅 同
- 同 浦富 同
- 同 本庄 同
- 同 字倍野 同
- 同 倉田 同
- 同 米里 同
- 同 蒲生 同
- 同 田後信用購買販賣利用組合興洋會
- 同 岩井信用購買販賣利用組合
- 同 小田 同
- 同 大岩 同
- 同 福部 同
- 同 東村 同







# 正しき者は勝つ

## 大東亞戰下紀元の佳節を迎へて 本聖戰の尊嚴とその重責を懷ふ

(知事官房)

皇紀二千六百第二年の紀元節を迎ふるに當り、我々は舊臘大詔を拜して大東亞戰爭として世界の強豪二大國擊破に邁進する國民の責務愈々重大なるを思ふと共に、我等がこの尊き大日本帝國の現代に生を享けて、未曾有の聖業を敢行するの光榮を痛感するものである。

### ◆奇蹟的存在の日本

我が大日本帝國が肇國以來巍然として東海瑞穂の國に世界無比なるうまし國を建設し、萬世二系の 天皇の下に大和民族一致團結して人類の理想顯現に精進し來つたことは、實に世界歴史に於ける一大驚異といふべきである。

世界に於ける民族の興亡こゝに幾千年、或は成吉思汗の如くアレキサンダーの如く乃至はナポレオンの如く、地球上に於て驚くべきなる地域を領有し、史上に霸業の偉大さを誇つたものは

極めて多いのであるが、その何れも武を以て起るものは武を以て弊れ、利に依つて成るものは利に依つて亡びて不滅の榮をなし得たものは一つもない。それは恰も施して萬世に及ばんと豪語した秦の始皇が、一朝にして種花の夢の如く滅亡し去つたと大同小異である。

かゝる盛衰興亡變遷の世界史上に於て、ひとり我が大日本帝國のみが四海に秀麗を誇る富嶽の如く、神武天皇の創業より數ふるも既に本年に於て二年六百有二年、皇祖のこの土に國を建つべきを宣し給ふた選地の始めよりはその幾千年なるやも思量し得ない太古より、綿々としてこの神州日本を生々發展し來つて居るところは、世界人類史上の驚異的事實として、地球上全民族の眼を瞠り心を新にして注目すべき一大存在である。

### ◆八紘一宇の國是

しかし靜かに人類生活の現實と理想から諦觀するならば、これは正に當然の歸結といふべきである。思ふに世界に榮枯興亡した幾多の諸國は何れも皆私利私慾に依つて起り、利己的物質萬能を以て終始した過古に於て興亡した諸國は素より、現代に覇をなして居る諸列強と雖もまた比々みな然りである。彼等が自己の物質的利慾の爲には暴力を以て他民族を蹂躪すること、世界歴史の隙に示す所である。

00997

00996

然るに我大日本帝國は肇國の始め 神武天皇の宣示し給ひし如く、建國より人類億兆の正しき幸福の享受とその發展を目標としてゐるのであつて、八紘一宇は實に我が皇國の大國是である。

蓋し人類はその發達の過程に於て、生存の要素を物質にのみよるものと考へた處に大なる誤を犯した。人生を生存の爲の生存とのみ考へた處から、生存慾の遂行を利益觀念の上のみに打ち立て、禽獸に等しい爭鬪攻伐に終始し、物質生活の享受に狂奔して天理に合する大調和の眞理體現の神性を忘れた。こゝに個人の争鬪があり社會の苦悶があり、國家の間には常に攻伐の絶間がない實に人類の眞の生活はその大和の精神による大調和の下に生々發展するものでなければならないのである。

我が肇國の理想は即ちこの大和による萬民の生々發展であつて神武天皇御即位當初に宣示せさせ給ふた八紘一宇の國是こそこの人類の大理想を表明せられたものであり、これこそ 皇祖天照大神によつて示現せられたる神の御心であつて、神の御子孫であらせられる 天皇が綿々として皇位を繼承せられてこの神の道を顯現せさせ來り給ひ、我が臣民亦この現人神、天皇を護りて世界無比の神の國を固め成し來れる處に我が國體の尊さがある。

神の心を心とし、神の道を體得顯現して行く我が國が、誤れる私利私慾の生活理想の下に攻伐争鬪する國々の外に立つて、天壤

無窮の皇國を繼承し來つたこと、蓋し當然の結果である。

### ◆日米角逐の起因

そも、今次の大東亞戰爭は、この私利私慾の下に弱肉強食を恣にして過去の強大を致し來つた米英が、我が神國の境域に悪慮なる爪牙を逞うして遂に我が國の發展、神の道の運行を阻止せんとするに至つて、こゝに衝突を見るに至つたものである。

思ふに米國はその國初、イギリスの迫害を逃れて獨立してより諸他の國々に比して幾分理想主義的な存立ではあつたが、その豊富なる物と金の洗禮を受けた米國人の成金的實利主義は、米國を説明する他の半面の性格であつた。しかも大統領モンローに依つて宣言されたモンロー主義の下に、始は米大陸のみを以て自己の活躍範圍としてゐたが、十九世紀末に至つて内に偉大なる資本主義的發展を遂げた彼は、イスパニアを制壓してフィリッピンを領有するに至り東亞にその野望を展開するに至つた。しかして日本が日露戰爭に依つて東亞に確固たる大勢力を樹立するに至つて、これを抑制することがまた米國の東亞發展に對する必須條件となつて來た。即ちハリマンの滿鐵日米共同經營案も、ノックスの滿洲鐵道中立案もこの現れであつて、それらはいづれも不成功に終つたが米國の態度はその標榜する支那の領土保全主義を自ら破つて専ら支那の半殖民地化に拍車をかけるに至つたのである。

00998

その後第一次世界大戦によつて急激なる巨富の蓄積、工業生産力の異常なる發達は、米國産業力の捌け口を中南米と東亞に確保するの必要に迫られるに至つた。かくて大戦の結果列國の勢力均衡の更改に伴ひ英獨佛露等が支那から手を引く形となるに及んで日米の東亞に於ける角逐はこゝに動かすべからざる現前の事實となつたのである。爾後に於ける米國の日本壓迫は吾人の記憶に新たなる處、對支二十一ヶ條の反撃、世界大戰媾和會議に於ける壓迫、ワシントン會議に於ける米英聯合の壓力行使、日英同盟の廢棄、滿洲事變とスチムソンの不承認宣言、リットン報告書に基く日本の立場無視と日本の聯盟脱退、その後支那事變に對する米國の東亞介入狀況等、皆いづれもこの日米間の根本的原因に依るものである。

かくの如き東亞に於ける日米の關係を顧るとき彼が人類本然の正道たる大和の精神に目醒めざる限り到底その衝突はこれを避け得ない性質のものといはねばならぬのである。

### ◆米英侵略の跡

事ごとに正義を口にし自由平等を口にする米英が、如何にその過去に於て人類大和の正道を無視し惡辣なる侵略によつてその富強を致したか、彼等の從來稱へた正義自由は全く自己を利せんが爲の正義であり、自己の物質的慾望を満足せしめんが爲の自由論であるに過ぎない

米國がその廣汎な國土を開拓するが爲に絶大な犠牲を拂はせ、黑人に對して如何に慘虐な行爲を以て酬いたか、メキシコから自己の熱望した大なる領土を奪ひ、世界の砂糖壺キューバを自己の勢力下に置く爲に如何なる陰謀を用ひたか、或はフィリッピンが獨立を望むのを利用してこれを援けたアメリカが、イスパニヤを退けてから如何にこれを遇し、ハワイを合併する爲に彼は如何に亂暴な方法をとつたか。

英國の侵略政策に至つては既に人口に膾炙する處である。大西洋上聳爾たる一島國として獨立維持に汲々としてゐた英國が、僅かに三百年にして世界に日不没を誇る大領土を獲得するまでにはあらゆる老獪陰險な策謀と惡虐非道の行爲とを逞うしたのであつて、その東洋に於ける歴史のみについて見るも、オーストラリヤに於ては英人渡來當時百萬に近く推定される土人が現在では二萬人内外、雜種を加へても五萬人餘に減少し、ニューギニアに於ては二十萬人を算したタスマニヤ人が現在では絶滅してしまつてゐる。

印度は英國の穀倉と稱せられてゐるに對して、以前は平均百年に二回であつた大飢饉が英國侵略後の百四十年間に三十一回を算し、その間三千三百萬人のインド人が餓死して居り、平時でも三億五千萬のインド人中三分の一は飢饉に近い極貧の生活に喘いで

00999

る。しかも英國はインド人の憤起を懼れてヒンズー教徒と回教徒の相剋を惡用し、これを激化せしめて不統一を永續せしめ又、インド人の九パーセントを無學文盲に止める老獪政策を執つてゐるのである。

更にまた英國が支那に對しての侵略を行ふ爲には、インドに産する毒物阿片を支那に送つて支那人を肉體に精神的に無力化し遂に阿片戰爭を誘起し支那を慘敗せしめて香港九龍を奪ひ、支那各地の要所を開かしてその發展基地をつくつたのであつて、英人であるグラッドストーンをして「不正なる原因の戰爭、戦ふことそれ自体が英國の名譽を汚辱する如き戰爭」と叫ばしめた程である。

なほ英國はその魔手を我が國にも伸さんとし、幕末の頃には長崎港に侵入して長崎奉行は遂に責を負ふて自刃し、又長崎蘭館乗取計畫、捕鯨船の日本近海出沒、常陸・薩南への不法上陸等を取つたのであつて、當時英國はクリミア戰爭中であつた爲思ふまゝに日本に強力を振ひ得なかつたが、もしこの事がなかつたならばその取つたであらう態度は思ひ半ばに過ぎる。

### ◆今次の大東亞戰爭

今回の大東亞戰爭が、我が華國の理想たる八紘一字の大精神により、米英を始め諸々の侵略國によつて天與の生活權を迫奪せられてゐる

大東亞民族を開放して、大日本帝國を盟主とする明朝多幸なる大東亞を建設せんとする聖業であつて、延いては彼等歐米の利己的侵略主義をも覺醒せしめ、世界永遠の平和に貢獻せんとするものであることは度々宣言せられ、近く今期帝國議會に於ても總理大臣の述べられてゐる處であるが、我が國がこの度敢然として一億心を一にして蹶起するに至つた近因については、彼等米英の飽くなき野望の爲に我が國の存在が危機に立つに至つた爲であることはいふまでもない。東亞の安定が米英等の諸國によつて破壊されつつあることを悟らず、ひたすら彼等にたよつて自己の慾望を果さうとする蔣政権、これを援助することによつて東亞侵略の目的を達成しようとする米英、これらの合作によつて支那事變は遂に五ヶ年の歲月を経過したのであつて、東亞を擾亂し東亞を壊滅せしめんとするものは實に米英の利己的野望である。今にしてこれを破砕するにあらざれば、東亞は永遠に彼等の搾取に苦しんで自ら滅亡するより外に途はないのである。

我等一億の民は觀聖文武なる 天皇の下に毅然として立つた。しかして我が 大君の御稜威と忠烈なる將士の敢闘により、既に太平洋上の敵據點は粉碎せられ、其の後引き續いて彼等侵略の本據は刻々に覆滅せられつつあること、まことに歡喜と感謝に絶えない處である。

### ◆物質の力と精神の力

しかし敵は富強を世界に誇る米英振ふ大國である。必ずやその巨大なる經濟力と世界制覇の大野心との下に、緒戦の失敗を挽回すべく卷土重來を策して長期戰態勢を整へ、最後の勝利を信じて我に抗すべきは火を賭るよりも隙かである。米英はその巨大なる經濟力、即ち物質的強大力を以て我に挑戰し來ることを覺悟しなければならぬのである。

素より戰は物質力のみによつてその勝敗を決すべきものではない。思ふに今次の大東亞戰は敵の物質力と我が精神力との闘ひ、世界を壓する敵の物力による悪慮と鬱然たる我が正義の精神力との闘争といふことが出來ようが、必ずや我が比隣なき大精神力は彼を壓伏し盡して東亞永遠の平和を確保することは我等の確信して疑はない處である。しかし我等は決してその精神力のみに依存して安んずることはならぬ。偉大なる精神力も相當程度の物質力を必要とするは蓋し當然である。鐵鋼を始めあらゆる軍需資源の充實、國民生活を保證すべき衣食住資源の確保、幾十年に亘る戰にも屈せざる資金の整備、いづれも我等日本臣民の必勝の爲に要する喫緊の要素である。

赫々たる皇軍の戰果によつて今や我が大東亞共榮圏内の各地は逐次亞共榮の理想に目醒め、我が國に協力せんとするの機運は

刻々高まりつゝあるが、尙東亞の自立自營については前途遠慮である。戰は今始まつたばかりなのだ。我々國民は愈々強化さるべき困苦を克服してこの大聖業の完遂に邁進しなければならぬのである。

神は常に正しき者の上にあります。我が入紘一字の理想は神の御心であり、我が大東亞戰は神の理想を地球上に宣布せんとする神の聖業である。彼等米英が人類大和の大道に覺醒して我が入紘一字の精神に基く東亞共榮圏の樹立を認めざる限り、神の御子萬世一系の 天皇を奉戴し、神の道を世界に布かんとする我が天孫大和民族は必ず無道の米英を撃破して東亞の安泰を確保し、延いては世界を神の理想顯現の地たらしめねば已まないのである。

## 大 詔 奉 戴 日

— 二月八日、宣戰大詔渙發日 —

「承 詔 必 謹」の精神に徹し  
皇軍への感謝と決戰經濟協力

(振 興 課)

舊臘八日、遂に大東亞戰爭に突入し、畏くも米英に對する宣戰

01001

の大聖業を渙發せられて五ヶ年に亘る支那事變の根本的原因を芟除し大東亞共榮圏の完遂に邁進するに至つたのであるが、これと共に政府では從來の興亞奉公日を發展版一して毎月八日を以て「大詔奉戴日」を新設せられた。

抑々「大詔奉戴日」は國を擧げてこれを大東亞戰爭完遂の源泉日とし、國民精神の振起に重點を置いて聖德太子十七箇條憲法にいはゆる「詔を承けては必ず謹」み、宣戰の大詔に宣示し給へる聖旨を拜して 大御心に應へ奉るの決意を新にし、明朝にして逞ましき精神力を擧げて戰爭目的に結集しようとするものである。よつてこの二月八日の「大詔奉戴日」に當つては、右の趣旨に基いて宣戰の詔書を謹解放送し「承詔必謹」の精神に徹せしめると共に、曩に決定されてゐる本月の常會徹底事項（既記）の實踐に努めることとし、就中時局下に於ける軍人援護の重要性に鑑みこれが徹底を期し、同時に國內に於ける經濟道義を昂揚して全國民の決戰經濟への協力を目指して本運動の強化を圖ることとなつた。以下本縣に於けるその實施方策を記せば次の通りである。

・ (一) 詔書謹解の放送

大詔奉戴日には一定の時間を定め、謹んで 詔書の謹解を放送し全國民をして「承詔必謹」の精神に徹せしめること。

(二) 大詔奉戴日の實踐事項解説放送

左記事項は放送により普くこの趣旨を徹底せしめると共に地方に於ては其の地區の實情に於て適宜必要なる運動を實施すること。

- (1) 皇軍への感謝と軍人援護の強化
  - イ 慰問文等の發送
  - ロ 軍人援護に關する勤勞作業の奉仕と家業の援助
  - ハ 隣保相扶に依る經濟的精神的支援協力
- (2) 決戰經濟への協力
  - イ 「感謝貯蓄」の實踐
  - ロ 經濟道義の昂揚
  - ハ 業者の自肅と遵法精神の昂揚
  - ニ 一般消費者に於ける自戒の徹底

### 紀元節奉祝實施要綱

國民奉祝の時間—午前九時

(振 興 課)

宏遠なる肇國の大理想顯現のために戦ひつゝある大東亞戰爭の第二年皇紀二千六百二年の輝く紀元節を迎え、謹みて寶祚の無窮

01002

を壽ぎ奉ると共に、深く肇國の大精神を休し彌々挺身奉公の誠を效して大東亞戰爭を完遂し、皇威を入紘に宣揚して治く皇化を萬邦に及ぼし以て世界永遠の平和確立を期するため、縣では次の要綱に依つて此の輝かしき紀元節を奉祝することゝなつた。

實施方法

- 一 當日午前九時を「國民奉祝の時間」とし、次の要領に依つて國民奉祝の途を講ずること。尙ほラヂオは同時刻に「國民奉祝の時間」の放送を行ふこと
- イ 各家庭に於ては「國民奉祝の時間」にそれ／＼宮城遙拜を行ふこと
- ロ 市區町村にありては市區町村民のため神社、學校、公會堂等適當なる場所に於て奉祝行事を行ひ且つ必勝祈願を行ふこと
- ハ 官公衙、學校、會社、工場等各種團體に於ては式典を行ひ且つ必勝祈願を行ふこと
- ニ 官國幣社以下神社に於て執行せられる紀元節祭には市區町村民は多數參列することゝし必勝祈願を行ふこと。尙ほ神社の祭典は成るべく午前十時を期して執行せられるやう取計らふこと
- ホ 式典其の他の奉祝の行事は神社の祭典と密接なる關聯の下

に行ふこと

二 「國民奉祝の時間」の周知方法としては汽笛、サイレン、鐘等に依るが、時局下に於ける警報の實施のため禁止せられる場合もあるので次の方法に依り之を行ふこと。

- イ ラヂオは禁止せられない限り午前九時を期して「國民奉祝の時間」の放送を行ふから之に依ること
- ロ 國民各自は特に同時刻を銘記し、汽笛、サイレン、鐘等の周知がない場合に於てもそれ／＼在所に於て遙拜を行ふこと
- ハ 汽車、バス等の車中に於ては、乗務員は其の時刻を乘客に知らすべき方法を取ること

### 銃後奉公聖戰完遂祈願祭

(社 會 課)

昨年十二月八日未明、暴戾飽くなき米英を膺懲すべき大鐵槌は遂に降された。世界人類の敵米英を徹底的に擊碎し、而して世界永遠の平和を確立するため我が無敵皇軍は海に、陸に、空に赫々たる戰果を收め、一路聖戰の完遂に邁進しつゝあるの時、此處に縣では市町村及び銃後奉公會共同主催の下に來る二月八日(大詔奉

01003

戴日)又は十一日(紀元節)に「銃後奉公聖戰完遂祈願祭」を執行せしめ、忠勇無比なる戰歿軍人の英靈に感謝し、皇軍將兵の武運長久を祈願すると共に其の遺族家族等に對する援護の完備を誓ひ以て銃後鐵壁の布陣を顯現せしめることゝなつた。其の實施要綱は次の如くである。

- 一 祈願祭執行後は成るべく軍人援護に關する座談會等を開催するのみならず前線將兵に對する慰問文の發送、軍人遺族・家族・傷痍軍人等に對する援護(精神的、經濟的)の實踐に付き工夫すること。
- 二 傷痍軍人及び歸郷軍人は洩れなく參加せしめること。
- 三 二月の常會徹底事項として軍人援護の徹底に關する事項あるに付き本行事實施に當り隣組等の活用に充分意を用ひること。
- 四 其の他實情に應じて効果的な行事を附帶的に實施するやう努めること。

### 戰歿者寡婦教員養成

中等教員・國民學校訓導  
幼稚園保姆の養成施設

(社 會 課)

軍事保護院では明十七年度に於ても、名譽ある戰歿軍人軍屬の

寡婦にして中等學校教員、國民學校訓導又は幼稚園保姆たらんとする熱意を有し、これに適する素質ある者に對して必要なる教育を施し、修了後それ／＼教職に就かしめていよ／＼光榮あるその家門を顯揚せしめることになつてゐて、これらの養成所の課程修了者に對しては中等教員は裁縫科の中等教員免許狀(尙習字又は薙刀の成績優良者にはその履習證明書)國民學校訓導としては初等科訓導免許狀又は本科訓導免許狀、幼稚園保姆としてはその免許狀を授與される。

經費については授業料及び入所檢定料はすべて不要、食費其の他に關する費用は本人の負擔とされてゐるが、特に學費に不足する者に對しては必要額補給の途も講ぜられてゐる。又、入所生は特設の寄宿舎に入舎せしめて人格の陶冶並に規律ある共同生活訓練を行はれるが、場合によつては許可を得て居室よりの通學も可能であり、子女を擁してゐる者はこれを同伴して寄宿舎に入ることも出来る。

養成所は、中等教員の分は東京女子高等師範學校内に「東京特設中等學校教員養成所」があり、國民學校訓導養成の爲には宮城・東京・岐阜・兵庫・廣島・熊本の各府縣女子師範學校内に「特設國民學校訓導養成所」(本科訓導養成所は岐阜・熊本の二校に附設)幼稚園保姆養成には奈良女子高等師範學校内に「奈良特設幼稚園保

01004

「母養成所」が設置されてゐる。修業年限及び定員は、中等教員養成所は二ヶ年で毎年凡そ三十名、國民學校訓導養成所では初等科訓導養成所が年限一ヶ年で定員凡そ二十名、本科訓導養成所が一ヶ年で定員凡そ三十名、幼稚園保母の方も一ヶ年凡そ三十名である。始業開始・願書締切及び入所資格について記すと、始業開始は中等教員及び岐阜・兵庫・廣島・熊本(初等科訓導)の國民學校の分が四月、宮城・東京・熊本(本科訓導)の國民學校訓導及び奈良の保母養成所が九月であるが、出願期日は中等教員のが本月十日限り、その他は四月始業の分が本月二十八日限り、九月始業の分が七月三十一日限りである。入所資格については次のやうに規定されてゐる。

- (一) 戦没(イ)戦傷病死(ロ)海戦闘公務死及(ハ)直接支那事變に關する勤務に従事し公務による傷病の爲死歿したる者
- 軍人軍屬の寡婦(事實上の妻を含む)たること。但し(ハ)に掲ぐる者に付ては入所餘力ある場合に限り資格審査の上入所許可すべきものとす。
- (二) 左の各號の一に該當する者なること。
  - 1 高等女學校卒業者又は之と同等以上の學力を有する者
  - 2 國民學校訓導養成所(初等科訓導養成所)及び幼稚園保母養成所に在りては前號に掲ぐる者の外特別入所資格試験

に合格したる者(經歷及學力補習の狀況適當と認めらるる者に對し養成所長之を行ふ)

3 國民學校訓導養成所本科訓導養成所に在りては初等科訓導養成所修了者の外國民學校初等科訓導免許狀を有し一年以上教職に従事したる者にして試験に合格したる者

(三) 品行方正、意志鞏固、思想穩健、身體強健の者なること  
 (四) 教員免許令第五條及國民學校令施行規則第九十四條に該當せざる者なること。

入學志願者は所定の書類を取揃へて締切期日までに居住地地方長官に提出するのであるが、願書々式添付書類其の他詳しいことについては各市町村又は縣廳社會課に問合せられたい。

### ◎ 行旅 死亡 人

- 一 本籍、住所、年齢、氏名 不詳
  - 二 性 別 男子
  - 三 人相着衣 身長凡ソ五尺三寸、死後二ヶ月以上ヲ經過セル溺死体ト推定、形体腐爛シ人相辨別サレズ着衣ナシ
  - 四 經過狀況 昭和十六年十二月二十二日布施村大字布施字小浦五十六番地ノ海岸ノ岩石間ニ伏位シオレルヲ發見同日同村布施墓地ニ假埋葬ス
- 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十七年二月六日印刷  
 昭和十七年二月六日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
 印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
 鳥取刑務支所